

一般財団法人愛知県建築住宅センター
建築物エネルギー消費性能適合性判定料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人愛知県建築住宅センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき実施する、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条に規定する特定建築行為に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定業務（以下「判定業務」という。）に係る料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務規程第18条に規定する判定業務の料金は、建築物1棟につき、下表に掲げる額とする。

表 (課税対象、消費税抜き金額 / 単位：円)

判定対象床面積の合計		300㎡未満	300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 50,000㎡未満
用途区分							
1.モデル 建物法	A. ホテル、病院、 集会所等	90,000	120,000	150,000	190,000	230,000	300,000
	B. 工場等	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	120,000
	C. 上記以外の 建築物	50,000	70,000	90,000	110,000	130,000	170,000
2.標準入 力法（主 要室入力 法を 含む）	A. ホテル、病院、 集会所等	180,000	240,000	300,000	400,000	460,000	600,000
	B. 工場等	100,000	130,000	160,000	220,000	250,000	330,000
	C. 上記以外の 建築物	110,000	150,000	190,000	260,000	290,000	380,000

※50,000㎡以上は別途見積もりとする。

※ 上記以外の評価方法による場合は別途見積もりによる。

※ 上記用途区分の詳細については、別表による。

※ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分のB E Iにデフォルト値を採用する計算方法の場合は増改築部分の非住宅部分の用途、面積により料金を算定する。

※ A、B、Cの内2種以上の用途を含む複合用途建築物の場合は、用途区分毎の面積に対

応する表の料金の合計×0.8の料金とする。

- 2 当該建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出と、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を同時に行う場合は上記料金の1/10を減額する。
- 3 計画変更の場合、当初の申請で適用された料金の1/2の額とする。ただし、入力法の変更、直前の判定を他の機関等から受けている場合は表の該当料金とする。
- 4 「軽微変更該当証明書」の申請は当初の申請で適用された料金の1/2の額とする。
- 5 適合判定通知書の再発行手数料は1件につき5,000円(税込)とする。
- 6 以上で算定した税抜き料金の1,000円未満の端数が出る場合は切り捨てとする。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 第2条、表中、用途区分に記載の用途については次の用途とする。

NO	区 分	用 途	用途区分コード
A	ホテル、病院、 集会所等	図書館その他これに類するもの	08140
		博物館その他これに類するもの	08150
		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
		老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
		助産所	08190
		児童福祉施設等(前2項に掲げるものを除く)	08210
		公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く)	08230
		診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	08240
		診療所(患者の収容施設のないものに限る)	08250
		病院	08260
		ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場	08370
		体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く)	08380
		ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これら 類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの	08390
		ホテル又は旅館	08400
		映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
		劇場、映画館又は演芸場	08530
		観覧場	08540
		公会堂又は集会所	08550
		展示場	08560
		ダンスホール	08590
B	工場等	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、 もっぱら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、	08600
		公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
		工場(自動車修理工場を除く)	08340
		自動車修理工場	08350
		危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
		畜舎	08420
		堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
		自動車車庫	08490
		自転車駐車場	08500
		倉庫業を営む倉庫	08510
		倉庫業を営まない倉庫	08520
		卸売市場	08610
		火葬場又はと畜場、汚物処理上、ごみ焼却場その他の処理 施設	08620

※本表には、状況により適用が除外される用途も掲載しています。

※建築物用途区分コード表のコード番号08990は要相談とし、それ以外は上記を除き料金規程第2条の表中「C上記以外の建築物」とする。